

# 山形県公報

令和4年3月29日(火) 第292号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 削 ○山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則………(水大気環境課) …288 ○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………………………(子ども家庭支援課) …289 ○山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………(農業経営・所得向上推進課) …290 ○国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則………………(農村計画課)… 同 訓 슦 告 示 ○行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する 事務の受託…………(学事文書課)…同 ·················( 同 )···292 ○山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程……………… (水大気環境課) …293 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の 指定…………………………………………(庄内総合支庁地域保健福祉課)… 同 ○救急病院等の告示…………………………………………(医療政策課)… 同 ○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲………(水産振興課)…294 ○土地改良区の定款変更の認可…………………………………………………(最上総合支庁農村計画課)… 同 ○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………( ○県営土地改良事業計画の決定………………………………………(置賜総合支庁農村計画課)…295 ○森林法に基づく通知に代わる告示……………………………………(森林ノミクス推進課)… 同 ○道路の区域の変更……………………………………………………………(最上総合支庁建設総務課)…298 ○同 ) ...299 同 ) … 同 ○同 ) … 同 ○同 ○同 ) … 同 ○公共測量の終了の通知………………………( ) … 同 ○県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………………………………………(会 計 局)…301 議会 関係 令 ○押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令……………………………………… 同 ○山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程……………………………………302

#### 教育委員会関係

規 則												
○山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
告 示												
○指定技能教育施設の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
人事委員会関係												
規則												
○山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則······303												
内水面漁場管理委員会関係												
指示												
○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量・・・・・・・・・・同												
○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限305												
公告												
○県営住宅入居者の一般公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
○同 · · · · · · (置賜総合支庁建築課) · · · 308												
○監査結果の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・												
○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表( 同 ) …317												
○同												
○同												
○同												

規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第14号

#### 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和45年12月県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

別記様式第8号を削る。

(山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則(昭和51年8月県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第12条及び別記様式第5号を削る。

(山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年10月県規則第49号)の一部を次のよう に改正する。

第10条を削る。

第11条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記

様式第7号」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別記様式第6号を削り、別記様式第7号を別記様式第6号とし、別記様式第8号を別記様式第7号とする。

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

#### 山形県規則第15号

### 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第2項及び第3項を削り、同備考中第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項 とする。

別表第2の備考第1項第6号ハを削る。

別表第3の備考第1項第6号ハを削る。

別記様式第1号の注書第	1項第4号及び同様式の別紙4	を削る。			
別記様式第2号(表)中		性別	男・女	<i>*</i>	
「保護者(成年患者の場合		保護和	者  	受診者の 保護者等 生別」」を削	に、「保護者)」を 」 る。
別記様式第2号の2中		性別	男・女	を	
		受診症	者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	受診者の 保護者等	に、「保護者)」を
「保護者(成年患者の場合 「 別記様式第2号の7中	は本人))」に改め、同様式の	性別	関中「「性	別」の欄及て を ・	、「を削る。

「保護者(成年患者の場合は本人)	に、	受診者の 保護者	受診者の 保護者等	に、「保護者)」を
別記様式第15号中	性	別	<i>を</i>	
		に、「保護	き者」を「保護	者等」に改める。
1 この規則は、公布の日から施行 び別記様式第15号の規定は、令和 2 改正前の別記様式第1号から別 用紙でこの規則の施行の際現に	14年4月1日から施行す 別記様式第2号の2まで、	る。 別記様式第2号®	の7及び別記様	式第15号の規定による
山形県沿岸漁業改善資金貸付規則 令和4年3月29日 山形県規則第16号	川の一部を改正する規則を	ここに公布する。		 美 栄 子

#### 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年12月県規則第62号)の一部を次のように改正する。 附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

\_\_\_\_\_

国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第17号

#### 国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則(平成29年10月県規則第46号)の一部を次のように改正する。第 2 条中「0.1パーセント」を「0.2パーセント」に改める。

#### 附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓

#### 山形県訓令第1号

庁 中

出先機関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

山形県職員日額旅費支給規程(昭和33年5月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,400円」を「5,210円」に改め、同号ロ中「6,240円」を「5,600円」に改め、同号ハ中「5,880円」を「5,830円」に改める。

#### 附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

告示

#### 山形県告示第235号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、別記各市町村から行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を次の規約により受託した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、別記各市町村(以下「甲」という。)は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を山形県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の支弁)

- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担により乙が支弁する。
- 2 前項の経費の額及び支払方法は、甲と乙とが協議して定める。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条 例等を甲に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

#### 附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別記

東根市

尾花沢市

南陽市

山辺町

中山町

河北町

西川町

朝日町

大江町

大石田町

金山町

最上町

舟形町

真室川町

大蔵村

鮭川村

戸沢村

高畠町

川西町

小国町

白鷹町

飯豊町

三川町

庄内町

遊佐町

#### 山形県告示第236号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、別記各一部 事務組合及び広域連合から行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関の権限に属させら れた事項を処理する事務を次の規約により受託した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、別記各一部事務組合及び広域連合(以下「甲」という。)は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を山形県(以下「乙」という。)に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の 条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の支弁)

- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担により乙が支弁する。
- 2 前項の経費の額及び支払方法は、甲と乙とが協議して定める。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条 例等を甲に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

#### 附則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別記

山形県消防補償等組合

山形県自治会館管理組合

東根市外二市一町共立衛生処理組合

山形広域環境事務組合

北村山公立病院組合

最上川中部水道企業団

山形県市町村交通災害共済組合

庄内広域行政組合

最上広域市町村圏事務組合

西村山広域行政事務組合

北村山広域行政事務組合

河北町ほか2市広域斎場事務組合

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

置賜広域病院企業団

最上地区広域連合

#### 山形県告示第237号

山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

#### 山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程

山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程(昭和60年10月県告示第1261号)の一部を次のように改正する。 第1条中「第11条第3項」を「第10条第3項」に改める。

#### 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 山形県告示第238号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6第1項の規定により、山形県保健医療計画を別紙のとおり変更した。 なお、「別紙」は省略し、健康福祉部健康福祉企画課及び各総合支庁保健福祉環境部保健企画課において縦覧に 供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

#### 山形県告示第239号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	指定年月日
株式会社愛ネット	愛ネット さかた		A.F. 4 4 0
千葉県市川市福栄三丁目20番8 号	酒田市ゆたか二丁目14番地2-A	居宅介護	令和 4. 4. 3

#### 山形県告示第240号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	名					称		所	在	地	認定	期間
Щ	形	県	立	中	央	病	院	山形市大字青	柳1800番地		令和4年4月 令和7年4月	

#### 山形県告示第241号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限(令和4年3月県内水面漁 場管理委員会指示第2号) 1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
  - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに連接する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蝉田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀞地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

#### 山形県告示第242号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可し た。

令和4年3月29日

山形県知事 村 美 栄 子 吉

- 1 土地改良区の名称 泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地
- 新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日 令和4年3月17日

#### 山形県告示第243号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

	事	ī				業				2	名		地		Σ	<u> </u>		名	工事完了年月日
農	業	競	争	力	強	化	農	地	整	備	事	業	小	松	原	田	地	区	令和3年7月13日

#### 山形県告示第244号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により県営浅川地区土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 縦覧に供する書類の名称

県営浅川地区十地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)計画書の写し

2 縦覧に供する場所

米沢市役所

3 縦覧に供する期間

令和4年3月29日から同年4月26日まで

- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第245号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の 規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明で あるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を酒田市役所及び遊佐町役場の掲示場に掲示した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 酒田市市条字八森804番5
  - (2) 森林所有者の氏名

佐藤一

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 酒田市市条字八森804番5
  - (2) 森林所有者の氏名

青木尚美

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 酒田市市条字八森804番5
  - (2) 森林所有者の氏名

池田国美

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
  - 酒田市市条字八森804番5
  - (2) 森林所有者の氏名

渋谷哲治

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

佐藤利雄

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

青木三太郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

小松みさを

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

村上周治

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

三浦光助

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

佐藤孝治郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

松田治郎太

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

小野豊作

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

佐藤利三郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

松田一郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

池田安吉

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

斉藤重太郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

斎藤岩雄

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

佐藤美喜雄

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

佐藤喜智夫

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

斎藤義則

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

斎藤倭子

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

荒生銀百

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

齋藤弘喜

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

斉藤賢太郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

遠田芳房

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町上蕨岡字城出42番

(2) 森林所有者の氏名

北野惠子

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町比子字青塚5番8

(2) 森林所有者の氏名

小寺博幸

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

#### 山形県告示第246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 舟形大蔵線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡舟形町舟形字大堀542番3から 同 木友沢647番4まで		旧	17.1 メートル く 9.8	メートル
同	上	新	18.3 メートル く 9.8	同 上

#### 山形県告示第247号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡真室川町大字釜渕字塩地谷地	15番13から	旧	19.8 メートル	メートル
同	1250番1まで		9. 2	300
同	上	新	19.8 メートル く 9.2	同上
同	上	★	47.0 メートル く 11.6	340

#### 山形県告示第248号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 路 線 名 舟形大蔵線

2 供用開始の区間 最上郡舟形町舟形字大堀542番3から

同 木友沢647番4まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

#### 山形県告示第249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 真室川鮭川線

2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字下高屋2107番1から

同 佐渡字佐渡1977番2まで

3 供用開始の期日 令和4年3月30日

#### 山形県告示第250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路 線 名 砂子沢小又釜渕線

2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字水上山外34国有林71林班ら小班から

まで

3 供用開始の期日 令和4年3月29日

同

#### 山形県告示第251号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

山形県全域

2 基本測量を実施する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

#### 山形県告示第252号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

山形県全域

2 基本測量を実施する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 作業の種類

基本測量(国土広域情報修正)

#### 山形県告示第253号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

最上川流域(北村山郡大石田町の一部)

立谷沢川流域 (東田川郡庄内町の一部)

角川流域 (最上郡戸沢村の一部)

銅山川流域(最上郡大蔵村の一部)

寒河江川流域(西村山郡西川町の一部)

2 公共測量を実施した期間

令和3年11月9日から令和4年2月28日まで

3 作業の種類

公共測量(航空レーザ測量、デジタル空中写真撮影、修正数値図化)

#### 山形県告示第254号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさ	びばき人	売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地	元りさはさ別の別任地	焼 <u>井</u> 井月日   
山形県行政書士会酒田支部 酒田地区車庫証明申請セン ター 理事長 田中正一	酒田市上安町一丁目11番地の 7	同左	令和 4. 3.31

## 議会関係

訓令

#### 山形県議会訓令第1号

議会事務局

押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

#### 押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県議会事務局職員記章規程の一部改正)

第1条 山形県議会事務局職員記章規程(昭和37年5月県議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 別記様式第1号中「⑩」を削る。

(山形県議会公印規程の一部改正)

第2条 山形県議会公印規程(昭和37年5月県議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「圓」を削る。

別記様式第3号中 受領者印 を 受 領 者 に改める。

別記様式第4号中「圓」を削る。

(山形県議会事務局職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 山形県議会事務局職員被服貸与規程(昭和48年1月県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中 総務課 長確認 に、「被貸与者」を「被貸与者」に、「担当者」 受領印」を「破貸与者」に、「担当者」を領確認」に、「担当者」

(山形県議会事務局職員表彰規程の一部改正)

第4条 山形県議会事務局職員表彰規程(平成7年10月県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 別記様式中「印」を削る。

(山形県議会事務局公文書管理規程の一部改正)

第5条 山形県議会事務局公文書管理規程(令和2年3月県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 第15条第2項中「受領印」を「署名」に改める。

別記様式第3号中「確認印」を「確認者」に、「受領印」を「受領者」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

#### 山形県議会告示第1号

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

#### 山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

山形県議会情報公開条例施行規程(平成12年9月県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。 別記様式第7号中「(記名押印又は署名)」を削る。

#### 附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の別記様式第7号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 教育委員会関係

規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月29日

> 山形 県 教 育 委 員 会 教 育 長 菅 間 裕 晃

#### 山形県教育委員会規則第5号

#### 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

を

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則(昭和50年7月県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中 山形県立山形西高等学校

山形県立山形西高等学校
山形県立山形北高等学校

に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

#### 山形県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第35条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年3月29日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	廃止年月日
パリス文化服装専門学校	新庄市沖の町2番15号	令和4.3.31

## 人事委員会関係

規則

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 4 年 3 月 29 日

山形県人事委員会

委員長 安孫子

俊 彦

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則 山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を次のように改正する。

別表第1特定任期付職員給料表適用職の項知事の項本庁の項中

専門職大学 整備推進監

専門職大学 参事 整備推進監

に改める。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会関係

指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、令和4年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

令和4年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

## 令 和 4 年 度 増 殖 数 量 指 示

	増殖方法			移			 殖		 放			 流				エ ふ 化 カ	 汝			<b>差</b> 卵	場	 造	成	<del></del>	
	魚種名							さくらます		1-19.7.1			7 7 19			T %, II //							),,,	77	
漁 協	名免許番号	あゆし	うぐい はや)	こいる	、な	うなぎ	かじか (やまめ) (稚 魚)	(やまめ) (成 魚)	(稚 魚)	にじます (成 魚)	いわな  (稚 魚)	いわな (成魚)	もくす に	ひめますった	つめ	いわな わかさぎ	さくらます (やまめ)	あり	ゥ (はや)	かじか	やつめ うなぎ		そ	の他	
両	羽 内共第1号	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム	キロ グラム		キロ グラム	尾	キロ グラム	尾	キロ グラム	尾 1,000		万粒 500	万粒   万粒	万粒 万粒	笠 篖	i所 箇所 2	箇 )	箇 .	F			箇所
県	南 内共第2号	200	30	100	80		6,000	300		400	14,000	275				2 500			8	1		いわな	: 3		
西置	賜 内共第3号	580			30		15, 000		1,000		20,000	120							6	8					
	内共第4号	900	10		20	8	2 22,800		1,500		29,000		200						2		1	こい1.	、さくら	ます(やま	め) 1
最上第	川 内共第5号			10	10																				
	計	900	10	10	30	8	2 22,800		1, 500		29,000		200						2		1	こい1.	、さくら	ます(やま	め) 1
	内共第6号	1,500			245		26, 000		8,000	460		195	100			40			2 1	1	1				
	内共第7号			50	60																				
最上第	二 内共第8号			50	245																				
	内共第9号									20															
	計	1,500		100	550		26, 000		8,000	480		195	100			40			2 1	1	1				
丹 生	川 内共第10号	800			20		12, 000			10			300						7	6					
	内共第11号	3, 500			30		60, 000		500		20,000		1,000						1 9	7	7	'			
小国	川 内共第12号				50	5														_	_				
	計	3, 500			80	5	60, 000		500		20,000		1,000						1 9		-				
	内共第13号	450			10		25, 000		3, 000		25, 000		1,000						2	2	2				
取 北 甲	部 内共第14号	450			5		25,000		2 000		25 000		1 000						0	9					
最	計 上 内共第15号	1, 200			15	2	25, 000 50, 000		3, 000		25, 000		1, 000 3, 000						4 4	2 2					
	八 内共第16号	200				3	20,000				10,000		1,000		140				4 4	3		•			
4 1/1/3	内共第17号	110					2,000				1,000		500		110				2		9	!			
	内共第18号	440			5		13, 000			10	9,000		2, 500				2		2 3	3		さくら	ます(・	やまめ) 12	2
赤	内共第19号						21,111				,,,,,,			3,000									3.7 (	, 3, 2, 2	
	計	550			5		15, 000			10	10,000		3, 000	3,000			2		2 5	3	2	さくら	ます (・	やまめ) 12	2
月光川	<b>養</b> 内共第20号	15					8,000					60	3, 800						4 2	3					
	瀬 内共第21号	370			10		3 5,000				5,000		1, 500						2 2	2		!			
山	戸 内共第22号	170					5, 200						500						9 5	5	2	いわな	6		
	内共第23号	110					4, 000				4,000		100						2 1	1	1	いわな	1、さく	うます (やま	きめ) 2
温海	町 内共第24号	70					3,000				3,000		100						2 2	1	1	いわな	1、さく	うます (やま	きめ) 2
内水	面 内共第25号	120					3,000				3,000		100						3 2	2	1	いわな	1、さく	うます (やま	きめ) 2
	計	300					10,000				10,000		300						7 5	4	3	いわな	3、さく	 うます (やま	(め) 6
小 国	町 内共第26号	500					15, 000					1,500			=	1,000			6	6		わかさ	ぎ1		
	内共第27号			100	150	5										600						こい1	、ふな	1	
作 谷	沢 内共第28号			100	100																	こい1	、ふな	1	
	計			200	250	5										600						こい2	、ふな	2	
合	計	11, 235	40	410	1, 076	21	5 312,000	300	14, 000	900	168, 460	2, 150	16, 700	3,000	640	2 2, 140	2	3	70	53	23	いわな! まめ) 1	12、こい 9、ふな	3、さくらる 2、わかさぎ	ます (や

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和4年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 國 方 敬 司

- 1 指示の内容
  - (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。)においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

- (2) 放流等の制限
  - イ 県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び 捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。
  - ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。
- 2 指示の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公 告

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のと おり行う。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美栄子

翢 亩 ||有|| ĪĒ 10 ĪΞ ĪĒ ĪΠ̈́ ĪĒ 擂 の家賃 金 尔 当 額 に相当  $\equiv$ 10 敷 က 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 田 700 100 300 27,700 44,600 44,800 700 25, 25, 25, 田 月000, 009 800 000 000 700 700 009 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 24, 24, 38, 38, 22, 22, 24, 氜 | 収入が139,000円 | 1 | を超え158,000円 | 1 | 以下の者 | 1 500800 000 800 200 000 50021, 21, 33, 34, 19, 19, 21, 出000 009 100 000 100 000 900 100 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 19, 17, 17, 30, 30, 19, 18, 収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 ₩ 700 700 200 300 400 900 300 16, 15, 16, 16, 26, 26, 収入が 104,000円 以下の者 14,40014,400700 800 13,300 900 14,10012, 22, 22, 尔  $\blacksquare$ 赘 ĪĒ <u>[</u>[ <u>[</u>[[] <u>|</u> ĪĒ ĪĒ  $\times$ 募 数  $_{\circ}$  $^{\circ}$  $\mathfrak{C}$  $^{\circ}$  $^{\circ}$ 么 巨 1戸当たり 住戸専用 面 様 平方メートル 51.2  $^{\circ}$  $^{\circ}$ 9 容 51. 59. 69. 69. 59. 住宅形式  $\times$  $\times$ 型 О ĪΠ̈́ <u>1</u>п′ 10 111 ĪΠ̈́  $\mathfrak{C}$ 東村山郡中山町 大字長崎881-2 | 西村山郡大江町 | 大字藤田264- | | 3 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157 1 1 村山市楯岡笛E 四丁目 6 -23 型 Ш 山形市大野E 丁目2-52 -46在 <u>[</u>[[]  $_{\rm Cl}$ 币 10 住宅の名称等 五十鈴アペ1号 | 中原アパー| 11号 大石田アパ 楯岡アペー 左沢アパー 苓 中 က 中 県営 河一 名  $^{\circ}$ **业** 」 10 ĪĒ <u>[ [ ]</u>

Н

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者 1 人につき 100,000円 (その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき 350,000円 (その者の所得金額 が350,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
    - (二) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

- 4 申込期間及び方法

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産
- 5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のと おり行う。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

 $\vdash$ 

圉 亩 巨 声声 承 ĪĒ 油 攉 の家賃 金 尔 川 額 に相当  $\stackrel{\sim}{\boxplus}$ 10 敷 3 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 009 27,500900 200 49, 100 27,50031,700009 200 800 300500300 100 46, 46, 46, 34, 45, 12, 45, 38, 50, 月000, 400 009 400 100 009 800 800 800 800 400 200 200 300 100 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 40, 40, 33, 40, 29, 43, 23, 23, 27, 39, 37, 38, 39, 42, 賃 出000 400 000 800 300 800 000 50037,300400 900 500300500200 収入が139, 0 を超え158, 0 以下の者 35, 35, 26, 24, 34, 28, 35, 38, 20, 20, 32, 33, 34, 出000 300 300 900 000 400 300 400 800 700 000 100400 400500収入が123,0 を超え139,0 以下の者 31, 21, 31, 31, 34, 18, 33, 25, 23, 18, 30, 28, 29, 30, 収入が104,000円 V を超え123,000円 以下の者 ₩ 400 400 400 500 200 700 100 100 009 009 200 000 500900 27, 16, 27, 16, 8, 26, 26, 28, 22, 27, 20, 29, 25, 26, 収入が 104,000円 以下の者 700 700 14,00014,000 000 500 25,000 400 800 500700 100 800 000 17, 23, 16, 23, 19, 23, 25, 23, 21, 22, 23, 尔 Щ 费 <u>[</u>[[] ĪĒ <u>1</u>= <u>[</u>[[] <u>|</u> <u>1</u>= <u>[</u>[[] ĪĒ <u>|</u> <u>1</u>= ĺΠ ĺΠ 1 募 数  $_{\rm Cl}$  $^{\circ}$ 公正 1戸当たり 住戸専用 面 積 0 61.00  $^{\circ}$ 0 9 <u>~</u>  $\sim$ 0  $\sim$  $^{\circ}$  $\infty$ 6 <sup>2</sup>方メー| 74.0 棇 74. 74. 55. 75. 60. 75. 55. 58. 68. 68. 68. 69. 住宅形式  $\mathbb{X}$  $\mathbb{X}$  $\times$ 期 О <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> О  $\Box$ <u>1</u>п′ ĪĒ 10 <u>|</u>|<u>|</u>|<u>|</u> ĪΠ̈́ <u>1</u>п′ ĪĒ 10 <u>[</u>[[ <u>|</u>|□ က 米沢市太田町五 丁目1-10 通町八丁 -95 中央七丁 -77 五丁 111 臣 成島町 --96 型  $\mathbb{H}$ Ш # 棒 \$ 在 111 ĪĒ 10 ĪĒ ĺΠ 10 ĮΠ ĺΠ  $^{\circ}$ 上 Ш  $^{\circ}$  $^{\circ}$ Ŋ 司 658 宣皿  $\underline{\mathbb{I}} \; \underline{\mathbb{I}}$ 匝卜 匝皿 営住宅の名称 成島アパー 号 米沢中央ア - ト 1 号 % アパー 1 :田町ア/ 号 苓 玉の木ア 無中 中 пΙЪ 阜 Ш 中 中 10 ĺΠ  $^{\circ}$  $\mathfrak{C}$  $\overline{\mathbb{K}}$ 3 春号 中 河一 名 Ø  $\mathfrak{S}$ 业 匠一 <u></u> 」 ĪΠ ĪĒ 匠一 10 <u>i</u> ĪĒ 10 ĪΠ̈́ 1π'

					<b>1</b> →		1				<b>⊢</b>		<b>⊢</b>	
					声争可		回有連	匝			巨有油		巨有東	
49, 300	44, 400	46,800	47, 400	34, 500	31, 100	23, 300	23, 300	27, 100	27, 100	33, 200	33, 200	39, 900	30, 100	38, 000
42,800	38, 500	40, 500	41,000	29, 900	27, 000	20, 200	20, 200	23, 500	23, 500	28, 800	28, 800	34, 600	26,000	32, 900
37, 400	33, 700	35, 500	35, 900	26, 200	23, 600	17,600	17,600	20, 500	20, 500	25, 200	25, 200	30, 200	22, 800	28,800
33, 200	29, 800	31, 400	31,800	23, 200	20, 900	15,600	15,600	18, 200	18, 200	22, 300	22, 300	26,800	20, 200	25,600
29, 000	26, 100	27, 500	27, 800	20, 300	18, 300	13, 700	13, 700	15, 900	15, 900	19, 500	19, 500	23, 400	17, 700	22, 300
25, 100	22, 600	23, 800	24, 100	17,600	15,800	11,800	11,800	13,800	13,800	16, 900	16,900	20,300	15, 300	19, 300
<u> </u>	匝	冝	恒	恒	匝	恒	<u>1</u>	□	<u> </u>	百	<u>l¤'</u>	世	<u>II</u>	巨
1	1	1	1	1	1	2	1	1	4	2	1	1	1	1
75.4	69. 2	72.9	72.9	50.1	59.3	51.2	51.2	58.0	58.0	62.6	62.6	70.7	53.3	67.4
匝	巨	匝	匝	2 D K	3 D K	匝	ĪĒ	匝	ĪĒ	匣	ī	匝	$2\mathrm{D}\mathrm{K}$	3 D K
匝	同 相生町7 65	匝	匝	同 城北二丁 目3-62	南陽市三間通 1229-2	東置賜郡高畠町 大字福沢525- 5	匸	同 高量695— 12	匸	同 福沢南21-2	田	同 川酉町 大字中小松3017 -1	臣	亘
司 5号	同 相生アパー ト1号	同 2号	司 3 号	同 城北アパー ト2号	同 核木アパート1号	同様野目アパート	匸	同 大町アパート	匸	同 糠野目第2アパート	匣	同館さ北アパート	Œ	恒

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者 1 人につき 100,000円 (その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円 (その者の所得金額 が350,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (4) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
    - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
    - (二) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

#### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年4月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。) ただし、郵送の場合は、令和4年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和4年6月上旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月29日

 山形県監査委員
 森
 谷
 仙
 一
 郎

 山形県監査委員
 星
 川
 純
 一

 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

#### 第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準(令和2年4月県監査委員訓令第1号)に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査 (定期監査)

(3) 監査の対象及び着眼点(評価項目)

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を 挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

#### 第2 監查実施状況

監査は、監査対象機関74箇所について、次のとおり実施した。

	監	査	対	象	機	関		実 施 年 月 日	担 当 監	査 委 員
消		防			学		校	令和4年1月7日	星川委員	松田委員
鶴	岡	:	養	護		学	校	令和4年1月7日	星川委員	松田委員
酒	田	特	別	支	援	学	校	令和4年1月7日	星川委員	松田委員
鳥		海			学		園	令和4年1月7日	森谷委員	海老名委員
鶴	岡	南	高	ī	等	学	校	令和4年1月7日	森谷委員	海老名委員
酒	田	東	高	ī	等	学	校	令和4年1月7日	森谷委員	海老名委員
環	境科	- 学	研	究	セ	ンタ	_	令和4年1月12日	松田委員	_
農	業総	合	研	究	セ	ンタ	_	令和4年1月13日	星川委員	松田委員
病	害		虫	防		除	所	令和4年1月13日	星川委員	松田委員

森林研究研修センター	令和4年1月13日	星川委員	松田委員
寒 河 江 警 察 署	令和4年1月13日	星川委員	松田委員
置賜食肉衛生検査所	令和4年1月13日	海老名委員	_
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	令和4年1月13日	海老名委員	_
高 畠 高 等 学 校	令和4年1月13日	海老名委員	_
職員育成センター	令和4年1月14日	森谷委員	海老名委員
産業技術短期大学校	令和4年1月14日	森谷委員	海老名委員
山 形 警 察 署	令和4年1月14日	森谷委員	海老名委員
福祉相談センター	令和4年1月14日	松田委員	_
上山高等養護学校	令和4年1月14日	松田委員	_
上 山 警 察 署	令和4年1月14日	松田委員	_
精神保健福祉センター	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
寒河江工業高等学校	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
鶴 岡 北 高 等 学 校	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
庄 内 農 業 高 等 学 校	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
新 庄 養 護 学 校	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
酒 田 警 察 署	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
衛 生 研 究 所	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
工業技術センター	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
工業技術センター庄内試験場	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
高度技術研究開発センター	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
図 書 館	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
教育センター	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
東桜学館中学校	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員

東	桜 学 館 高 等 学	校	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
荒	砥 高 等 学	校	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
長	井  警  察	署	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
金	峰 少 年 自 然 の	家	令和4年1月21日	海老名委員	_
Щ	形 南 高 等 学	校	令和4年1月21日	松田委員	_
新	庄 神 室 産 業 高 等 学	校	令和4年1月21日	松田委員	_
Щ	形 盲 学	校	令和4年1月21日	海老名委員	_
新	庄 警 察	署	令和4年1月21日	海老名委員	_
	ども医療療育センタ	_	令和4年1月26日	松田委員	_
<u></u> μ $\mathcal{F}$	形職業能力開発専門	校	令和4年1月26日	松田委員	_
Щ	形 中 央 高 等 学	校	令和4年1月26日	松田委員	_
ゆ	きわり養護学	校	令和4年1月26日	松田委員	_
朝	日 学	園	令和4年2月4日	松田委員	
工業	<b>挨技術センター置賜試験</b>	場	令和4年2月4日	松田委員	-
博	物	館	令和4年2月4日	松田委員	_
山	形 東 高 等 学	校	令和4年2月4日	松田委員	_
霞	城学園高等学	校	令和4年2月4日	松田委員	
左	沢 高 等 学	校	令和4年2月4日	松田委員	_
米	沢 商 業 高 等 学	校	令和4年2月4日	松田委員	_
置	賜農業高等学	校	令和4年2月4日	松田委員	_
南	陽高等学	校	令和4年2月4日	松田委員	
米	沢 警 察	署	令和4年2月4日	松田委員	_
米	沢工業高等学	校	令和4年2月8日	松田委員	
村	山 特 別 支 援 学	校	令和4年2月8日	松田委員	

陽	警		察	署	令和4年2月8日	松田委員	_
内	児童	相	談	所	令和4年2月14日	松田委員	_
畄	乳		児	院	令和4年2月14日	松田委員	_
勺障がい	者更生	相談月	所庄内ラ	支所	令和4年2月14日	松田委員	_
室少	年	自然	然の	家	令和4年2月14日	松田委員	_
Щ	教 育	事	務	所	令和4年2月14日	松田委員	_
水 面	水	産 石	开究	所	令和4年2月24日	松田委員	_
4	年	Ø		家	令和4年2月24日	松田委員	_
内	教 育	事	務	所	令和4年2月24日	松田委員	_
形	西高	等	学	校	令和4年2月24日	松田委員	_
形 :	北高	等	学	校	令和4年2月24日	松田委員	_
山 明	新 館	高	等 学	校	令和4年2月24日	松田委員	_
童	高	等	学	校	令和4年2月24日	松田委員	_
辺	高	等	学	校	令和4年2月24日	松田委員	_
河	江高	等	学	校	令和4年2月24日	松田委員	_
地	高	等	学	校	令和4年2月24日	松田委員	_
山	警		察	署	令和4年2月24日	松田委員	_
	内 障 室 山 水 内 形 形 山 童 辺 河 地	内     向     室     山     水     内     形     川     童     辺     河       児     が     少     教     面     年     教     西     北     新     高     三       原     年     大     方     高     高     二     二       京     百     高     高     高     高	内児量相内図別子日が少教女女方室山面石方高高高高高高高高高高高高高高高高高高高四工高高高四工高高高四工高高高四五二高高四五二二二四五二二二四五二二二1二二二二1二二二二222222222222222222222222222222222232222232222232222232222232222242222252222252222252222252	内     回     取       内     回     取       内     回     取       方     定     力       方     定     力       方     定     力       方     方     定       方     方     方       方     方     方       方     方     方       方     方     子       子     子     子       子     子     子       方     子     子       方     子     子       方     子     子       方     子     子       方     子     子       方     子     子       方     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子       子     子     子	内       児       車       目       所         内       円       乳       大       下       下         内       円       円       大 </td <td>内児童相談所     令和4年2月14日       岡乳児院     令和4年2月14日       内障がい者更生相談所庄内支所     令和4年2月14日       室少年自然の家     令和4年2月14日       山教育事務所     令和4年2月14日       水面水産研究所     令和4年2月24日       中の家     令和4年2月24日       内教育事務所     令和4年2月24日       形西高等学校     令和4年2月24日       形北高等学校     令和4年2月24日       山明新館高等学校     令和4年2月24日       道高等学校     令和4年2月24日       辺高等学校     令和4年2月24日       河江高等学校     令和4年2月24日       河江高等学校     令和4年2月24日       地高等学校     令和4年2月24日       地高等学校     令和4年2月24日       地高等学校     令和4年2月24日       地高等学校     令和4年2月24日</td> <td>内 児 童 相 談 所     令和4年2月14日     松田委員       岡 乳 児 院     令和4年2月14日     松田委員       内障がい者更生相談所庄内支所     令和4年2月14日     松田委員       室 少 年 自 然 の 家     令和4年2月14日     松田委員       山 教 育 事 務 所     令和4年2月14日     松田委員       水 面 水 産 研 究 所     令和4年2月24日     松田委員       内 教 育 事 務 所     令和4年2月24日     松田委員       形 西 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       形 北 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       山 明 新 館 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       道 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       河 江 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       地 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員</td>	内児童相談所     令和4年2月14日       岡乳児院     令和4年2月14日       内障がい者更生相談所庄内支所     令和4年2月14日       室少年自然の家     令和4年2月14日       山教育事務所     令和4年2月14日       水面水産研究所     令和4年2月24日       中の家     令和4年2月24日       内教育事務所     令和4年2月24日       形西高等学校     令和4年2月24日       形北高等学校     令和4年2月24日       山明新館高等学校     令和4年2月24日       道高等学校     令和4年2月24日       辺高等学校     令和4年2月24日       河江高等学校     令和4年2月24日       河江高等学校     令和4年2月24日       地高等学校     令和4年2月24日       地高等学校     令和4年2月24日       地高等学校     令和4年2月24日       地高等学校     令和4年2月24日	内 児 童 相 談 所     令和4年2月14日     松田委員       岡 乳 児 院     令和4年2月14日     松田委員       内障がい者更生相談所庄内支所     令和4年2月14日     松田委員       室 少 年 自 然 の 家     令和4年2月14日     松田委員       山 教 育 事 務 所     令和4年2月14日     松田委員       水 面 水 産 研 究 所     令和4年2月24日     松田委員       内 教 育 事 務 所     令和4年2月24日     松田委員       形 西 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       形 北 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       山 明 新 館 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       道 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       河 江 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員       地 高 等 学 校     令和4年2月24日     松田委員

#### 第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

#### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### イ 鶴岡養護学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 2件 合計19,800円 主な事例は以下のとおり

エレベーター保守点検業務委託料

請求書受理日 令和3年6月7日

支払日 令和3年11月9日

支出額 9,900円

b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 3件 合計69,300円

主な事例は以下のとおり

エレベーター保守点検業務委託料

請求書受理日 令和3年8月4日

支払日 令和3年11月9日

支出額 49,500円

- 口 新庄神室産業高等学校
  - (4) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

関係規程の取扱いを誤り、施設使用料の還付手続を行っていなかったもの 67件 合計132,900円 主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料

過誤納額 5,800円

還付事由の生じた日 令和元年12月11日 還付日 令和3年4月12日

- ハ こども医療療育センター
  - (イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

治療用装具に関する証明書の交付手数料について、法令に基づき無償とすべきところ、誤って徴収していたもの 343件 合計487,610円

こども医療療育センター使用料

誤徴収が判明した期間 平成23年5月1日から令和2年10月28日まで

- ニ ゆきわり養護学校
  - (イ) 入札事務が適切でないもの

(内宏)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行った もの 1件

校舎内清掃業務委託

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ収入

- (イ) 収入科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のもの(山形西高等学校)
- (中) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延したもの(山形警察署)
- (ハ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの(米沢工業高等学校)
- (二) 調定手続において、日付を遡って納入通知書を発行し、本来発行すべきではない督促状を発行している もの(山形職業能力開発専門校)
- 口支出
  - (イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの(山形中央高等学校、谷地高等学校)
  - (p) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの(新庄神室産業高等学校、村山特別支援学校)
  - (n) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの(こども医療療育センター、山形南高等学校、米沢興譲館高等学校、新庄養護学校)
  - (二) 資金前渡の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日から2箇月を超えて遅延しているもの(山形中央高等学校)
  - (ホ) 検収の事務処理が適切でないもの(南陽警察署)
  - (^) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの(村山警察署)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成25年5月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年3月9日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年3月29日

山形県監査委員	森	谷	仙一	郎
山形県監査委員	星	Ш	純	_
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海っ	4 名	信	75

所	管	課	監	查	結	果	措	置	Ø	内	容
管財課	Į		【維持管理費	の総額把拡	屋と分析】		平成26	6年12月	に策定	(同29	年改訂)
			県有施設全	:体につい~	て見ると、	その機能保全	した「山	形県県	有財産	総合管	理(ファ
			に必要な補修	の水準や料	呼来的な費	用推計が行わ	シリティ	マネジ	メント	)基本	方針」に
			れておらず、	早急に対応	むすべき案	件が後回しと	基づき、	令和2	年度末	までに	施設種別
			なっていない	かどうかね	検証する術	がない。検証	ごとの長	寿命化	計画で	ある「	個別施設
			や将来予測を	行う目的な	から、施設	の性質に応じ	計画」を	策定し	、県有	施設の	将来的な
			て維持管理費	骨を網羅的	J・体系的	に把握・分析	費用推計	などを	明記し	た。	
			し、さらにそ	れらを統打	舌する仕組	みを構築し、	なお、	上記基	本方針	に係る	取組につ
			運用する必要	がある。			いては、	全庁的	な推進	組織で	ある県有
			<参考意見>				財産総合	管理推	進本部	(事務	局:管財
			・県は全体最	適の視点だ	から、施設	の性質に応じ	課・行政	改革課	) にお	いて基	本方針の
			てアセットマ	ネジメン	トの取組方	針を明らかに	目標を設	定し、	PDC	Aサイ	クルを活
			し、これに基	づく具体的	的な計画策	定を行うべき	用するな	ど全庁	的に取	り組ん	でいる。
			である。								
			・県には各分	野を統括で	する体制が	ない。各分野					
			を統括する部	局等を明確	確にする必	要があるので					
			はないかと考	える。あれ	わせて、長	寿命化および					
			コスト圧縮の	成果を、記	詳細に評価	する仕組みを					
			構築する必要	がある。							

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和元年7月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年3月9日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年3月29日

 山形県監査委員
 森
 谷
 仙
 一
 郎

 山形県監査委員
 星
 川
 純
 一

 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

所 管 課 (対象施設等)	監	查	結	果	措	置	の	内	容
中小企業振興課(山形県産業創造支援センター)	ついて) 指定管理 「防火・防災 29年度は、抗 画に基づく 後、指定管理	者は、県と 会計画書」を 会定管理業務 訓練を実施 工業務の対象	の包括協定 全整備してい きの対象施 していない k施設に関	訓練の実施に 主書に基づき いるが、平成 設において計 い。県は、今 する具体的な よう指導する	指定管めるようのおります。 おおお おおお おまま おまま ままま ままま ままま ままま ままま まま	もに、 う指導 10月に	計画に した。 訓練計	基づき 指定管	理者は、

空港港湾課	(県有備品の管理の徹底について)	令和2年度末をもって、施設を廃止
(山形県ふるさと	現地調査時に県有備品の現品確認を実施した	した。
交流広場)	ところ、保管場所が明らかでないものや、県の	
	備品標示票の添付がないものが存在した。	
	県は、現物を確認した県有備品については、	
	備品標示票を添付するなど指定管理者所有の財	
	産と明確に区分管理するとともに、指定管理者	
	に対して、保管場所を明確にし、適切に保管す	
	るよう指導する必要がある。	
空港港湾課	(不要資産の処分について)	令和2年度末をもって、施設を廃止
(山形県ふるさと	現地調査時に、使用されていないサッカー	しており、外部から立入りができない
交流広場)	ゴール等の劣化した資産が存在した。このよう	ようにしている。不要資産について
	な資産は使用者等に対して思わぬ損害を与える	は、令和4年度に廃棄予定である。
	危険性も存在する。	
	県は、再利用の余地を検討した上で、再利用	
	しないのであれば、早期に処分する必要があ	
	る。	
空港港湾課	(情報公開に関する県の指導について)	指定管理者に対し、指定管理者の情
(第1及び第2酒	指定管理者が包括協定書で定めることとされ	報公開モデル要綱等を説明した上で、
田プレジャーボー	ている施設の管理業務に関する情報の公開に関	規程のひな形を提示した。
トスポット)	する規程を作成していない場合、県は、包括協	指定管理者は、令和3年3月下旬の
	定書第23条第2項に基づき、規程の作成につい	理事会に規程の案を諮った上で、令和
	て指導する必要がある。具体的には、指定管理	3年4月から当該規程を施行した。
	者に対してひな形を提示し、管理業務の実態に	
	即した形に修正するなどの指導を検討された	
	V,°	

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和2年6月9日に公表した包括外部監 査の結果に基づき講じた措置について、令和4年3月9日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年3月29日

山形県監査委員森谷仙-山形県監査委員星川純-
 山形県監査委員
 松
 田
 義
 彦

 山形県監査委員
 海
 老
 名
 信
 乃

所 管 課	監査	結	果	措	置	Ø	内	容
工業戦略技術振興	35 山形県ソフト産	業立地促進補	助金	令和3	年度4	月の要	綱改正	において
課	(1) 交付対象選定時	対応した。	0					
	他県で同種補助金	他県で同種補助金の不正受給が発生してお						
	り、その手口として	納入業者と結	託することに	交付要	綱第8	条に交	付申請	書に添ん
	よる水増しや架空発	注書類の偽造	などが代表的	すべき書	類とし	て、次	の書類	を追加
	な事例として挙げら			・反社会				
	現状、県が実施し	-	憑の確認や現	<ul> <li>一定金</li> </ul>				
	地検査は、架空発注							かった場
	るが、納入業者と交			合、その				
	水増し請求には対応							がある場
	そのため、交付先		-	合、合理				
	合わせの実施の要請			者に発注				
	勢力ではない旨の誓			どうかに				
	業者に同一の役員(			こうがに   る。	. JV ·	C 2017ED	叫丘叭	(二年年中心 )
	いか確認を行うなど			<i>√</i> 3°				
	審査手続の強化を図							
			0	会和 3	年4日	11日付	けで	 本事業 <i>0</i>
進課	(2) 補助対象経費の		用について	事務・権				
<b>严</b> 脉	一部の補助先にお			の農業振				
	した場合、補助対象	給調整推						
	対象としていた。		いて」に					
	県は実績報告に係	る確認栓本に	セルア 支出	の適正な				
	内容が補助金の目的			の週上な	化压的心化	はいた	旭で服	風した。
	点で厳格に解釈し、							
		快且・11号で	11 7.12 (0)					
農業経営・担い手	る。   H15措置2 農業近	<b>化ル资を利</b> 子	<b>浦</b> 終 補 肋 全	令和3年	F9日	に宝能	調本主	進を改了
支援課	(1) 事業完了報告に			し対応し		で大窓	则且坐	午で 改1
又1反味	について		い 週 別 な 大 旭	(内容)	/_0			
	一部の総合支庁で	亚라20年中	に字能細木な		力リテカ	h 表 65/17 :	電木ナ.	中佐へき
	実施した際、平成29							
					、天思	机里衣	り探入	を 現 足 い
	機関の支店が取り扱			た。				
	び平成28年貸付分17	件を合わせ	に調査してい					
	る。   ************************************	##D= - \						
	実態調査の実施時		,,, ,					
	4条で承認後一年以							
	に則っていない。県		翌年度甲に調					
中工人类标用部	査を実施すべきであ		ш. Л	-24 H 45	無の油		+. □□ 7/m	ルナフを
中小企業振興課	28 小規模事業経営			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		に単位		
	(1) 成果指標の測定			点から、				
	過去3期において			ら、新た	な成集	指標を	設正し	7こ。
	よりも大幅に下回っ			(内容)		2. )	<del></del>	
	ず補助金は同額かつ			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				画(経営
	る。現状、成果指標			計画)策	定支护	後件数10	00件を	成果目標
	り、実績の集計方法			とする。				
	め、実績値の正確な	分析が実施さ	れていない。					
	県は補助金の正確	な効果測定を	行うために、					
	成果指標の測定単位	を明確にすべ	きである。					

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和3年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年3月9日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年3月29日

山形県監査委員	森	谷	仙一	- 郎
山形県監査委員	星	JII	純	_
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老名	信	乃

	1					
所 管 課	監查	結 果	措	置	の内	容
高齢者支援課	19 地域医療介護総合研	確保基金 (介護分)	令和3年	手度中に <sup>・</sup>	仕入控除稅	飽額が確定
	① 地域密着型介護施設	段等整備交付金及び介護	した補助対	付象事業	者について	、間接補
	施設等開設準備交付金は	こ係る仕入控除税額の確	助者(所有	生市町村)	)を通じて	令和3年
	認について		7月まで1	こ「仕入	控除税額報	8告書」の
	当基金の充当事業では	ある「地域密着型介護施	提出が完了	了。当該	報告により	生じた交
	設等整備交付金」及び	「介護施設等開設準備交	付金の一部	邻返還額	については	t、間接補
	付金」において、交付弱	要綱で報告を求める仕入	助者から含	令和3年	10月に納入	、された。
	控除税額に関する報告が	が未了の事業者が存在し	引き続き	き、補助	対象事業者	だと「仕
	た。		入控除税額	預報告書.	」の管理を	:行い、未
	県は、返還金額の有無	<b>無にかかわらず、補助対</b>	提出の場合	合は、間	接補助者に	対し、県
	象事業者より漏れなく幸	報告が上がっているかを	への報告を	を求めて	いく。	
	確認・管理していく必要	要がある。				
森林ノミクス推進	16 森林整備促進・林美	業等再生基金	令和2年	<b>F度は貸</b>	付先に対し	決算資料
課	① 貸付先の財務状況の	確認について	の提出を対	求め、提	出を受けた	
	当基金の充当事業では	ある「木質バイオマス利	今後も、	決算資	料取りまと	め後、速
	用施設への資金貸付」	こおいて、県は、金銭消	やかに県は	こ提出す	るよう指導	を行って
	費貸借契約書で貸付先力	が県に提出することを定	いく。			
	めている貸付先の財務料	犬況を示す書類を入手し	また、技	是出状況	について複	夏数人で確
	ていなかった。		認すると	ともに、	回収可能性	こについて
	県は、当該書類を定算	朝的に入手し、今後の回	の検討を行	うう。		
	収可能性に問題がない	か、検討するべきであ				
	る。					

県